

取扱職種の範囲等の明示

令和3年12月1日

UMCジャストインスタッフ株式会社

職業安定法第32条の13、職業安定法施行規則第24条の5に則り、下記の項目を明示します。

求人者（各企業）の皆様へ

■取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

当社の取扱業務の範囲：職業安定法に定められた全職種（港湾運送業務と建設業務を除く）

取扱い地域の範囲：国内全域、ベトナム社会主義共和国

※若者雇用促進法第11条によって、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人は取り扱いません。

■手数料に関する事項

職業紹介の報酬は、有料職業紹介の届出をした別添「手数料表」の範囲内において求人者と合意した金額とし、別途契約書または覚書等に定めるものとします。

■返戻金制度に関する事項

当社が紹介した求職者が早期自己都合退職した場合の返戻金は、別途契約書または覚書等に定めるものとします。

■求人者情報の取扱に関する事項

求人者情報の取扱いは、職業紹介責任者の落合 紀孝です。
求人者の情報は職業紹介事業に係るものに限り、扱います。

■個人情報の取扱に関する事項

個人情報の取扱者は、職業紹介責任者の落合 紀孝です。
当社は、個人の情報に関して当該情報の本人から情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事項に基づく情報の開示を遅滞なく行います。さらにこれに基づき訂正の請求があった場合は、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行います。
また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものといたします。

■苦情処理に関する事項

苦情処理の責任者は、職業紹介責任者の落合 紀孝です。
苦情の申出があった場合は、誠意をもって対応いたします。
なお、労働者の賃金については、労働基準法第24条の定めにより、直接お支払ください。